○厚生労働省令第五十七号

生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第五条第二項、第六条第一項及び第二項並びに第十六条第一項の規定に基づき、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令

生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者）	（法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者）
第九条　法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、生活困窮者自立相談支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第二条第一項に規定する消費生活協同組合（同法第十条第三項に規定する消費生活協同組合にあっては、同項ただし書の行政庁の承認を受けたものに限る。）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第二条第一項に規定する労働者協同組合その他都道府県等が適当と認めるものとする。	**第九条**　法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、生活困窮者自立相談支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他都道府県等が適当と認めるものとする。
（法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者）	（法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者）
第十条　法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。	**第十条**　法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。	一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。
イ　離職の場合又は第三条第一号に規定する場合　生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日（以下この条、次条、第十二条第一項及び附則第五条において「申請日」という。）において、離職した日又は事業を廃止した日（以下「離職等の日」という。）から起算して二年（当該期間に、疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き三十日以上求職活動を行うことができなかった者については、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年）を経過していない者	イ　離職の場合又は第三条第一号に規定する場合　生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日（以下この条、次条、第十二条第一項、附則第四条第二項及び附則第五条において「申請日」という。）において、離職した日又は事業を廃止した日（以下「離職等の日」という。）から起算して二年を経過していない者
ロ　（略）	ロ　（略）
二～四　（略）	二～四　（略）
五　公共職業安定所又は職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同条第十項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。	五　公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。